

生徒心得

本校の教育方針にのっとり、学業に専念するとともに、常に本校生徒としての本分を自覚し、秩序正しい団体生活をとおして、お互いに協力し、豊かな高校生活を送れるよう、生徒心得を定める。

☆登下校

1. SHR開始8：35までに登校する。（5分前までに登校することが望ましい）
2. 登下校は制服を着用する。やむを得ず規定以外のものを着用するときは、異装許可願いを提出し校長の許可を受ける。

☆校内生活

遅刻した生徒は遅刻届を書いてから、教室に入室すること。（職員室にて記入する）

1. 当日欠席等については、学校・保護者間連絡ツール「マチコミ」により連絡する。電話による連絡は、保護者より、8時00分から8時15分までとする。
2. 授業の開始チャイム時には、着席していること。
3. 定期考査開始1週間前から考査最終日前日までは学習強化期間として、学習に専念すること。
4. 定期考査・各教科の小テスト等において、不正行為と思われる行動はしない。また、スマートフォン等の電子機器の扱いは、次の通りとする。
 - ①定期考査においては、スマートフォン等の電子機器の電源を切り、ロッカーの中に入れる。
 - ②各教科の小テストは、スマートフォン等の電子機器の電源を切り、カバンの中に入れる。
5. 授業妨害等他人に迷惑をかけることはしない。
6. 多額の現金・高価な物・学校生活に不要なものは持参しない。
7. 各個人用ロッカーが設置してあるので、使用にあたっては鍵を必ずかけ、貴重品の管理を各自でしっかり行う。

☆校外生活

1. 飲酒・喫煙・暴力・恐喝などの違法行為は絶対にしない。
インターネット・携帯電話・スマートフォン・SNS等を通じて誹謗・中傷・いじめ等は絶対に行わない。
また、個人情報（個人が特定できる情報や顔写真等も含む）を載せない。
2. 保護者の承諾無く外泊したり、夜間外出したりしない。
3. 高校生として好ましくない飲食店・遊戯場等への出入りを絶対にしない。
4. 事故等にあった場合は、速やかに学校に連絡する。帰宅が遅くならないようにする。

☆服装規程

1. 本校指定の制服を着用する。
2. 靴下の色は白・黒・紺・グレーの無地(ワンポイントまでは許可)とする。黒・紺・ベージュのタイツ等を着用してもよい。
3. 頭髪は清潔を旨とする。
パーマや脱色、特異な髪型やエクステンション等をしない。学校生活（登下校も含む）では、ピアス、指輪やネックレス等の装飾品は身につけない。化粧は慎み、全校生徒が落ち着いた学校生活を送ることができるよう心がける。
4. つめはつねに短く切り、清潔を保つ。ネイル等はしない。（運動時のけが防止のため）

5. A型制服

冬服 1年生は本校指定のブレザー・校章・スラックス・白無地のレギュラーカラーシャツ・ネクタイを着用する。2、3年生は本校指定のダブルのブレザー・校章・スラックス・指定ワイシャツ・ネクタイを着用する。

夏服 1年生は白無地のレギュラーカラーシャツ、または本校指定のポロシャツを着用する。2・3年生は本校指定の長袖ワイシャツ又は半袖開襟シャツ、または本校指定のポロシャツを着用する。

◎カーディガンの着用を許可する。

6. B型制服

冬服 本校指定の緑地の長袖セーラー服（スラックス）を着用する。

夏服 本校指定の半袖又は長袖セーラー服（スラックス）、または本校指定のポロシャツを着用する。

◎スカートの長さは本人の膝がかくれる丈として、異形は認めない。

◎カーディガンの着用を許可する。

7. カーディガン・ベストの色は白・黒・茶・紺・グレー・ベージュで無地とし、着丈はお尻にかからない長さとする。

8. 防寒着(アウター)の色は白、黒、茶、紺、グレー、ベージュで無地とする。着用する場合は、A型・B型制服ともに冬服の上から着用することとする。

9. 夏服・冬服の着用期間は各自の判断とする。

◎式典等では、特定の制服着用の指示をすることもある。

☆自転車通学者は、必ず自転車保険に加入し・ヘルメットを着用する。特定小型原動機付自転車での通学は禁止とする。

☆運転免許取得、車両の運転について

1. 運転免許取得、教習所への入所は届出制とする。車両の運転は保護者の責任の下、各家庭の判断に委ねることとする。
2. 大型自動二輪、普通自動車、準中型自動車の運転免許取得及び教習所への入所は、進路が決定した者とする。また原則として、教習所への入所は家庭学習期間開始日からとし、免許の取得は卒業式後とする。
3. 各車両を運転しての通学については、禁止する。（自宅から最寄り駅まで10Km以上ある場合や、特別な事情がある場合は、自宅から最寄り駅までの利用を許可することもある）
4. 詳細は年度始めに保護者宛に発出した、運転免許取得についての文書を確認すること。

☆アルバイトについて

アルバイトは、特別な事情等があり保護者の責任の下、学業・健康及び基本的な生活習慣に支障を伴わないようにする。保護者から、担任に事情を伝えた上でアルバイト届を提出し、校長に受理されてから行う。（長期休業中のアルバイトも同様とする）

[アルバイトをする上での注意事項]

- ・ 宿泊を伴わないこと。
- ・ 勤務時間は午後8時を超えないこと。
- ・ 週3日程度とし、長期休業中は休業日数の半分を目安とする。
- ・ 特別な事情がない限り、平日のアルバイトは行わないことが望ましい。
- ・ 特別指導、遅刻、欠席など、生活の乱れがないこと。
- ・ 高校生のアルバイトとして適当と認められるものであること。居酒屋や風俗営業又はこれに類似するものは認めない。
- ・ 1年生は原則として、夏季休業から行うことができる。また通年での場合は、年度更新としてアルバイト届を提出する

☆違法行為や心得を守れない、または高校生としてふさわしくない行為等があった場合は、特別指導または特別指導に準じる指導を行う場合もあります。